



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第4895686号
(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK) (標準文字)

ゼロフロン

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

第 1 類 のり及び接着剤（事務用又は家庭用のものを除く。）、植物成長調整剤類、肥料、陶磁器用釉薬、高級脂肪酸、非鉄金属、非金属鉱物、写真材料、試験紙、人工甘味料、工業用粉類、液状の原料プラスチック、その他の原料プラスチック、パルプ

第 1 7 類 雲母、ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ（機械要素に当たるものを除く。）、ガスケット、管継ぎ手（金属製のものを除く。）、パッキング、消防用ホース、石綿製防火幕、オイルフェンス、電気絶縁材料、ゴム製又はバルカンファイバー製の座金及びワッシャー、蹄
その他別紙記載

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

宮崎県延岡市中の瀬町 2 丁目 5 9 5 5 番地

旭有機材工業株式会社

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願 2 0 0 5 - 0 0 8 4 7 5

出願年月日 (FILING DATE)

平成 1 7 年 2 月 3 日 (February 3, 2005)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成 1 7 年 9 月 1 6 日 (September 16, 2005)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

中嶋



商 標 登 録 証

(続葉 1)

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第 4 8 9 5 6 8 6 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 0 5 - 0 0 8 4 7 5 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 1 7 類) 鉄 (金属製のものを除く。), 化学繊維 (織物用のものを除く。), 石綿, 岩石繊維, 鉱さい綿, 糸ゴム及び被覆ゴム糸 (織物用のものを除く。), 化学繊維糸 (織物用のものを除く。), 石綿糸, 石綿織物, 石綿製フェルト, 絶縁手袋, ゴムひも, 石綿ひも, 石綿網, ゴム製包装用容器, ゴム製栓, ゴム製ふた, 農業用プラスチックフィルム, コンデンサーペーパー, 石綿紙, バルカンファイバー, 発泡プラスチック, その他のプラスチック基礎製品, ゴム, 岩石繊維製防音材 (建築用のものを除く。), 石綿の板, 石綿の粉

第 1 9 類 タール類及びピッチ類, 建築用又は構築用の非金属鉱物, 陶磁製建築専用材料・れんが及び耐火物, リノリューム製建築専用材料, 発泡プラスチック製の建築用構築用防音・断熱材, その他のプラスチック製建築専用材料, 合成建築専用材料, アスファルト及びアスファルト製の建築用又は構築用の専用材料, ゴム製の建築用又は構築用の専用材料, しっくい, 石灰製の建築用又は構築用の専用材料, 石こう製の建築用又は構築用の専用材料, 繊維製の落石防止網, 建造物組立てセット (金属製のものを除く。), 土砂崩壊防止用植生板, 窓口風防通話板, 区画表示帯, セメント及びその製品, 木材, 石材, 建築用ガラス, 人工魚礁 (金属製のものを除く。), 養鶏用かご (金属製のものを除く。), 吹付け塗装用ブース (金属製のものを除く。), セメント製品製造用型枠 (金属製のものを除く。), 送水管用バルブ (金属製又はプラスチック製のものを除く。), 道路標識 (金属製又は発光式若しくは機械式のものを除く。), 航路標識 (金属製又は発光式のものを除く。), 貯蔵槽類 (金属製又はプラスチック製のものを除く。), ビット及びボラード (金属製のものを除く。), 石製郵便受け, 建具 (金属製のものを除く。), 灯ろう, 可搬式家庭用温室 (金属製のものを除く。), 墓標及び墓碑用銘板 (金属製のものを除く。), 飛び込み台 (金属製のものを除く。), 石製彫刻, コンクリート製彫刻, 大理石製彫刻, 鉱物性基礎材料

[以下余白]